

報告第4号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年2月21日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成30年1月31日

つくば市長 五十嵐立青

和解について

施設管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり和解する。

1 事故発生の日時

平成29年10月2日 午後6時頃

2 事故発生の場所

つくば市臼井2090番地20 筑波ふれあいの里バーベキュー場

3 相手方

(1) 住所 茨城県常総市

(2) 氏名

4 事故の概要

筑波ふれあいの里バーベキュー場で夕食をして、そのゴミをゴミ置場に持っていく時、石の階段で転倒し肩甲骨を骨折した。ゴミ置場への道が暗く照明が無い

ことが原因と考えられる。

5 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金47,736円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。